

中国税務速報

2018年8月20日

1. 国家税務総局による増値税電子普通発票の使用に関連する事項の公告

国税・地税の徴収管理体制の改革の順調な推進を保障し、改革前後の増値税電子普通発票の秩序あるつながりと平穏な移行を確保するため、増値税電子普通発票の使用に関連する事項について、以下のとおり公告を行います。

- 1) 新しい税務機関が開業した後、国家税務総局各省、自治区、直轄市と計画単列市税務局（以下「各省（区、市）税務局」と略称します）は新しい発票監製章を使用します。増値税電子普通発票（道路通行費増値税電子普通発票を含みます。以下同じ。）版型文書の発票監製章を、各省（区、市）税務局の新しい発票監製章に修正します。
- 2) 新しい発票監製章の形は楕円形で、長辺が3センチ、短辺が2センチ、幅が0.1センチです。内側に細い線があり、上側に「全国统一発票監製章」の文字が刻まれます。中に「国家税務総局」の文字が刻まれて、下側に「××省（区、市）税務局」の文字が刻まれます。字体は楷書体7ポイントで、赤色です。
- 3) 納税人が自ら電子発票サービスフォームと第三者電子発票サービスフォームを用意する場合、2018年12月31日までにアップデートを完成する必要があります。電子発票サービスフォームがアップデートされた後、作成された増値税電子普通発票版型文書は各省（区、市）税務局の新しい発票監製章を使用します。電子発票サービスフォームがアップデートされる前は、作成された増値税電子普通発票版型文書は各省、自治区、直轄市と計画単列市税務局の、元の発票監製章を使用できます。
- 4) 各省（区、市）税務局は多くの経路を利用して、増値税電子普通発票の使用の関連事項の宣伝・解説を実行します。
- 5) 「国家税務総局による増値税電子普通発票システムで作成された増値税電子普通発票を推進する関連問題に関する公告」（国家税務総局公告2015年第84号発布、国家税務総局公告2018年31号修正）付属文書1増値税電子普通発票様式の発票監製章は本公告の規定により調整します。

本公告は7月23日から執行します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3639738/content.html>

2. 財政部 税務総局による小型薄利企業所得税優遇政策範囲の更なる拡大に関する通知

小型薄利企業の更なる発展を支持するため、小型薄利企業所得税政策について以下の通知を行います。

- 1) 2018年1月1日から2020年12月31日まで、小型薄利企業の年度課税所得額の上限を50万元から100万元まで引き上げます。年度課税所得額が100万元（100万元を含みます）以下の小型薄利企業について、所得額の50%を課税所得額として計上し、20%の税率で企業所得税を納付します。

上述の小型薄利企業は、国家の制限と禁止の業種に属さず、以下の条件に符号する企業を指します。

- (1) 工業企業は、年度課税所得額が100万元を超えず、従業員数が100人を超えず、資産総額が3,000万元を超えない。
- (2) その他の企業は、年度課税所得額が100万元を超えず、従業員数が80人を超えず、資産総額が1,000万元を超えない。

- 2) 本通知の第一条の従業員数は、契約社員数と派遣労働者の数を含みます。

従業員数と資産総額指標を企業全年度の四半期の平均値により確定します。具体的な計算公式は以下のとおりです。

四半期平均値 = (四半期初値 + 四半期末値) ÷ 2

全年度四半期平均値 = 全年度各四半期平均値の和 ÷ 4

年度の途中に開業若しくは経営活動を終止する場合、実際の経営期を納税年度として上述の指標を確定します。

3) 「財政部 税務総局による小型薄利企業所得税優遇政策範囲の拡大に関する通知」(財税〔2017〕43号)は2018年1月1日から廃止されます。

4) 各級財政、税務部門は厳密に本通知の規定により、小型薄利企業所得税優遇政策の宣伝・指導を積極的に実行し、優遇政策の実行を保障します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3578208/content.html>

3. 財政部 税務総局による増値税期末繰越税額還付が及ぶ都市維持建設税 教育費附加と地方教育附加政策に関する通知

増値税期末繰越税額還付政策の有効な実施を保障するため、繰越税額還付が及ぶ都市維持建設税、教育費附加と地方教育附加の問題について以下の通知を行います。

増値税期末繰越税額還付を実行する納税人は、都市維持建設税、教育費附加と地方教育附加の課税(徴収)依拠において、還付された増値税税額を控除できます。

本通知は7月27日から執行します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3639049/content.html>

4. 財政部 税務総局によるハイテク企業と科学技術型中小企業の繰延欠損金年数の延長に関する通知

ハイテク企業と科学技術型中小企業の発展を支持するため、ハイテク企業と科学技術型中小企業の繰延欠損金年数政策について以下の通知を行います。

1) 2018年1月1日から、当年度ハイテク企業と科学技術型中小企業資格(以下「資格」と略称します)を保有する企業は、資格を取得した年度前の5年間に発生した、未填補の欠損を、以後年度に繰越できます。最も長い繰延欠損金年数が5年から10年になりました。

2) 本通知のハイテク企業は「科技部 財政部 国家税務総局による〈ハイテク企業認定管理方法〉の修正発行に関する通知」(国科発火〔2016〕32号)の規定により認定されたハイテク企業です。本通知の科学技術型中小企業は、「科技部 財政部 国家税務総局による〈科学技術型中小企業評価方法〉の発行に関する通知」(国科発政〔2017〕115号)の規定により科学技術型中小企業の登録コードを取得した企業を指します。

3) 本通知は2018年1月1日から執行します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3578182/content.html>

5. 国家税務総局による中外協力学校運営等の増値税徴収管理問題の明確化に関する公告

中外合弁学校運営等の増値税徴収管理問題について以下の公告を行います。

1) 国外教育機関と国内学校教育に従事する学校は、中外協力学校運営を行い、学校教育サービスを提供することから取得した収入の増値税が免除されます。

2) 航空運輸販売代理企業が国内航空券代理販売サービスを提供する時、顧客から受け取った販売価格から、航空運輸企業若しくはその他の航空運輸販売代理企業に支払った国内航空券決済純額と関連費用を差し引いた金額を売上高とします。

- 3) 納税人が、省級の土地行政主管部門が設立した取引フォームで補充耕地指標を譲渡する時、無形資産を販売することになり増値税を納付します。税率は6%です。
- 4) 上場企業が重大な資本再編のため行った譲渡制限株式、株式の取引を再開する初日から解禁日までの期間に上述の株式による株式配当・株式交換、重大な資本再編のための取引停止は「国家税務総局による営改増試点若干徴収管理問題に関する公告」（国家税務総局公告 2016 年第 53 号）第五条第（三）項の規定により購入価格を確定します。重大な資本再編の前に上場が停止した場合、上場企業が資本再編を完成した後、株式の取引が開始する初日の寄り値を購入価額とします。
- 5) 競売店が委託を受けて競売を行って取得した手数料・マージンは、「仲買代理サービス」により増値税を納付します。また、「国家税務総局による競売店が取得した競売収入に増値税と営業税を徴収する関連問題に関する通知」（国税発（1999）40 号）の執行が停止されました。
- 6) 一般納税人が自社製造機器設備を販売すると同時に配置サービスを提供する時、機器設備と配置サービスの売上高をそれぞれ計算します。配置サービスは甲供工程により簡易課税方式で増値税を計算できます。
一般納税人が外部購入の機器設備を販売すると同時に配置サービスを提供する時、兼業の関連規定により機器設備と配置サービスの売上高をそれぞれ計算する場合、配置サービスは甲供工程により簡易課税方法で増値税を計算できます。
納税人が配置された機器設備にメンテナンスサービスを提供する時、「その他の現代サービス」により増値税を納付します。
- 7) 納税人が 2016 年 5 月 1 日以前に行った営業税に関する業務（営業税を申告・納付した業務或いは営業税を追加納付した業務を含みます）は発票の再発行が必要であれば、増値税普通発票が発行できません。

本公告は 7 月 25 日から執行します。「国家税務総局による増値税徴収率の簡略・統合の関連問題に関する公告」（国家税務総局公告 2014 年第 36 号）第二条と「国家税務総局によるさらなる営改増の関連徴収管理問題の明確化の関連問題に関する公告」（国家税務総局公告 2017 年第 11 号）第四条が同時に廃止されます。それ以前に発生した未処理事項は、本公告の規定により執行します。2016 年 5 月 1 日以前、納税人が本公告第四条に規定された課税行為を行った場合、営業税を納付していれば調整せず、営業税を納付していなければ、本公告の規定により営業税を納付します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3644392/content.html>